

第19回「企業のための過労死、ハラスメント対策」 —『憂鬱でなければ、仕事じゃない』とも言うけれど—

山下江法律事務所では、3、7、11月の第4木曜日に企業法務セミナーを開催しています。次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- 対象：企業経営者様、経営幹部様、法務担当者様、その他ご関心のある方
- 日時：2017年3月23日（木）18：30～20：00
- 会場：Le Reve 八丁堀（ルレーヴ はっちょうぼり）
（広島市中区八丁堀1番8号 エイトビル2階）
- 受講料：顧問会社様 無料
一般の方 1名様につき 4,000円
- 特典：ご参加いただきました方は、1カ月以内に1時間の無料相談（1万円相当）ができます。
- セミナー内容：仕事は楽しいことよりも、辛いこと・憂鬱なことの方が多くのように思いますが、それが度を超してしまうと、過労死のリスクが高まります。社内で過労死やハラスメントが発生すると、企業の損害賠償責任が問題となるだけでなく、企業のイメージを失墜させ、人材確保を困難にするなど、企業に大きなダメージを与えます。本セミナーでは、過労死やハラスメントを防ぐために、企業がどのように対策していくべきかについて考えます。
- セミナー後に弁護士との会食をご希望の方と、会場近隣の店舗にて、会食の場を設けさせていただきます（会費は各自負担となります。お一人様4,000円程度の予定です）。人数の事前確認のため、お手数ですが裏面申込書にある会食の出欠欄にもご記入くださいますようお願いいたします。



講師 弁護士 笠原 輔 / 山下江法律事務所

出身地 岡山県倉敷市
岡山県立倉敷南高校卒業
京都大学法学部卒業 同大学法科大学院修了
平成18年9月 司法試験合格
平成18年11月 最高裁判所司法研修入所
平成19年12月 司法修習終了・広島弁護士会に登録
趣味は空手など。

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

参加者様の声

第18回「契約書の作法 取引先から苦笑いされないために」より

- A社 「あまり見慣れない条項についても説明があり、最新情報に触れることができ良かった。」
B社 「契約書で確認しておかなければいけない項目について教えて頂きありがとうございました。」
C社 「契約書についてなかなかまとめて勉強することがないので参考になった。」



▲セミナー風景



▲セミナー風景

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第19回「企業のための過労死、ハラスメント対策」-『憂鬱でなければ、仕事じゃない』とも言うけれど-
お申込み 〈申込期限 2017年3月9日(木)〉
FAXにて、このままご返信ください。FAX 082-223-2652

御社名
(フリガナ)
(名称)

参加者様ご芳名 〈所属部署・役職もご記入ください〉
(フリガナ)
(お名前)

ご住所 〒 -

【TEL】

【FAX】

セミナー後に弁護士との会食に 出席する ・ 欠席する

会費は各自負担となります(お一人様4,000円程度を予定しています)。

店舗等の詳細につきましては、セミナーの約1週間前にお知らせいたします。

- ・受付後、受講に関するご案内を FAX いたします。
- ・ご提供頂いた個人情報、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。



←第19回セミナー会場の地図

会場名 : Le Reve 八丁堀

場所 : エイトビル2階

(1階がすき家さんのビル)

お問い合わせ・お申し込み先

山下江法律事務所 企業法務チーム

TEL082-223-0695 FAX082-223-2652